

## 愛知学院大学に対する改善報告書検討結果

<大学評価実施年度：2020年度>

<改善報告書検討実施年度：2024年度>

愛知学院大学から改善報告書の提出を受け、本協会は改善に向けた大学全体の取り組み、6点の改善課題及び1点の是正勧告の改善状況について検討を行った。その結果は、以下のとおりである。

### <改善に向けた大学全体の取り組み>

大学評価（認証評価）の結果を踏まえ、内部質保証体制の見直しを行い、2021年6月から大学全体の質保証の推進を担う組織として、学長を議長とする「内部質保証推進会議」を新たに立ち上げた。各指摘事項の改善にあたっては、「内部質保証推進会議」のもと、学部・学科、研究科・専攻・課程、事務部門（委員会含む）等による所管を定め、方策を検討していくこととした。各所管組織は、内部質保証推進会議からの指示を受け、学部教授会、研究科委員会や各種委員会等での議論・検討等による学内調整・協議を経て、学部・研究科、大学院委員会、入試センター等が具体的な改善活動に着手してきた。このように、「内部質保証推進会議」を中心として本協会からの提言やその他の課題に対する改善を行うための仕組みを整備し、大学全体で計画的に取り組んできたことが認められる。

今回の改善報告書において、改善に向けた取り組みの成果が十分ではない点についても、「内部質保証推進会議」が各部局と連携し今後のさらなる改善に向けて検討を進めることを確認しており、問題点を改善していく姿勢がみてとれる。

### <是正勧告、改善課題の改善状況>

提言の改善状況から、改善の成果が十分に表れているとはいいがたい。

改善課題については、学生の受け入れにおける学部及び大学院の定員管理の問題や教育課程・学習成果における学位授与方針に示した学習成果の把握の問題について、今後もさらなる改善に努めることが求められる。

個別の提言への改善に向けた大学の取り組み及びそれに対する評価は、各提言に対する検討所見のとおりである。なお、前回の大学評価時には指摘対象となっていなかった事項について、今回の改善報告書提出時には提言に相当する問題が生じているため、検討所見を参照し、次回の大学評価に向けて改善に取り組むことが求められる。

#### 1. 是正勧告

No.	種 別	内 容
1	基準	基準 10 （1）大学運営

愛知学院大学

	提言（全文）	2019（令和元）年度から2020（令和2）年度にかけて、学則や「学校法人愛知学院事務組織規程」をはじめとした関連規程の改正を行わずに、大幅な組織改編を実施していることから、規程に基づく適切な大学運営が行われているとはいいがたい。学則改正を含めて、可及的速やかに諸規定を整備するよう是正されたい。
	検討所見	学則については、2020年度に速やかに改定を行っている。また、関連規程についても、2021年度に規程改定を行っており、改善が認められる。

2. 改善課題

No.	種 別	内 容
1	基準	基準2 内部質保証
	提言（全文）	「全学自己点検・自己評価委員会」と「大学教学改革推進会議」の2つの内部質保証推進組織のもと、自己点検・評価結果に基づく改善・向上を行う体制としているものの、両内部質保証推進組織の活動が『点検・評価報告書』作成等の大学評価への対応に終始しており、各部局への改善に向けたフィードバックが十分であるとはいいがたい。今後は、自律的に各部局への改善支援を行う体制を整備し、教育をはじめとする諸活動の質を自ら保証するよう、改善が求められる。
	検討所見	内部質保証の体制を改め、「全学自己点検・自己評価委員会」「大学教学改革推進会議」を再編成し、内部質保証推進に責任を負う組織として「内部質保証推進会議」を置くほか、各組織及び全学の観点から点検・評価を行う「自己点検・評価委員会」を設置し、「愛知学院大学内部質保証推進規程」において、両組織の権限・役割を明示している。 上記の体制のもと、「自己点検・評価委員会」は、各部局での点検・評価結果を全学的観点から点検・評価し、その結果及び改善策を「愛知学院大学自己

愛知学院大学

		点検・評価報告書「ディプロマ・ポリシーに係わるアセスメント・プランの実施状況及びそれに基づく改善案に関する点検・評価報告書」としてとりまとめ、「内部質保証推進会議」に提言している。「内部質保証推進会議」の議長である学長が各部局の責任者に指摘事項の改善と更なる点検・評価を指示し、フィードバックしていることから、改善が認められる。
No.	種 別	内 容
2	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	心身科学部健康科学科では、1年間に履修登録できる単位数の上限が設定されているものの、所属学部長が許可し、教務部長の承認を得た場合は上限値に関係なく履修登録できるとしており、特に1・2年次で実際に上限を超えて多くの単位を履修登録する学生が相当数いる。また、薬学部及び歯学部では1年間に履修登録できる単位数の上限が定められておらず、特に各学部1年次で実際に多くの単位を履修登録する学生が相当数いる。シラバスには授業時間外学習の記載を必須としているものの、実際には記載されていないシラバスもあり、単位の実質化を図る措置は不十分であるため、単位制の趣旨に照らして改善が求められる。
	検討所見	健康科学部健康科学科では、入学時だけでなく毎年度のガイダンスにおいて説明を行い、上限を超えて履修する学生数が減少しており、改善が認められる。なお、シラバスの記載内容の充実化を図っているものの、実際の学習時間の把握等には至っていないことから、単位の実質化を図るその他の措置としては不十分であり、改善が望まれる。 薬学部では、カリキュラムを改定し、2024年度入学生から適用を始めている。このカリキュラムでは履修登録単位数の上限を50単位未満としており、改善が認められる。 歯学部では、カリキュラムを改定し、2023年度入

愛知学院大学

		学生から適用を始めている。このカリキュラムでは履修登録単位数の上限を 50 単位未満としており、改善が認められる。
No.	種 別	内 容
3	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	文学研究科宗教学仏教学専攻博士後期課程及び同研究科歴史学専攻博士後期課程においては、学位授与方針に明示した学修成果の測定方法として学位論文ルーブリックを設定しているものの、具体的な様式及び運用スケジュールについてまだ検討中であるため、改善が求められる。
	検討所見	文学研究科宗教学仏教学専攻、同歴史学専攻では、博士学位論文ルーブリックを作成しているものの、その内容は学位授与方針に示した学習成果との関係性が不明瞭であり、多角的かつ適切に学習成果を把握・評価する十分な仕組みとなっていないことから、改善が求められる。
No.	種 別	内 容
4	基準	基準5 学生の受け入れ
	提言（全文）	2020（令和2）年度において、歯学部歯学科で収容定員に対する在籍学生数比率が 1.04 と高いため、学部の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。
	検討所見	歯学部歯学科では、収容定員に対する在籍学生数比率が 0.89 と低くなっており、学部の定員管理を徹底するよう改善されたい。 なお、大学評価時には提言の対象ではなかったが、歯学部歯学科では、入学定員に対する入学者数比率が 0.81 と低くなっているため改善が求められる。
No.	種 別	内 容

愛知学院大学

5	基準	基準5 学生の受け入れ
	提言（全文）	<p>2019（令和元）年度において、収容定員に対する在籍学生数比率につき、文学研究科博士前期課程で0.20、同博士後期課程で0.09、心身科学研究科博士後期課程で0.25、経済学研究科修士課程で0.29、商学研究科博士後期課程で0.13、経営学研究科博士後期課程で0.07、法学研究科博士前期課程で0.47、同博士後期課程で0.17、総合政策研究科博士前期課程で0.33、同博士後期課程で0.00と低いため、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。</p>
	検討所見	<p>総合政策研究科博士後期課程については学生募集を停止している。また、収容定員に対する在籍学生数比率について、大学評価時に指摘を行った、心身科学研究科博士後期課程と法学研究科博士前期課程については、改善が認められる。</p> <p>一方で、文学研究科博士前期課程は0.25、同博士後期課程で0.07、経済学研究科修士課程で0.21、商学研究科博士後期課程で0.07と低く、経営学研究科博士後期課程及び法学研究科博士後期課程で在籍生がないほか、総合政策研究科博士前期課程で0.25と低くなっているため、大学院の定員管理を徹底するよう改善が求められる。</p> <p>なお、大学評価時には提言の対象ではなかったが、収容定員に対する在籍学生数比率について、経営学研究科博士前期課程で0.15、商学研究科博士前期課程で0.30と低くなっているため改善が望まれる。</p>
<b>No.</b>	<b>種 別</b>	<b>内 容</b>
6	基準	基準6 教員・教員組織
	提言（全文）	<p>大学院経済学研究科においては大学院課程に特化したFDが実施されていないため、適切にこれを実施するよう、改善が求められる。</p>

愛知学院大学

	検討所見	経済学研究科では、留学生制度の理解の深化やプレゼンテーション能力の向上をテーマに大学院固有のFDを実施しており、改善が認められる。
--	------	---

<再度報告を求める事項>

なし

<弾力的措置にかかる要件の充足状況>

弾力的措置にかかる要件	前回の評価結果 における提言	改善状況
ア) 基準2「内部質保証」に関し、是正勧告及び改善課題のいずれも提言されていない。	有 (改善課題)	○
イ) 基準4「教育課程・学習成果」に関し、是正勧告が提言されていない。	無	—
ウ) 基準4「教育課程・学習成果」の学習成果の測定に関しては、改善課題も付されていない。	有	×

以上